

令和 7 年第 2 回

各務原市議会定例会議案（追加）

令和 7 年 6 月 1 8 日

議第 7 0 号

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

投票管理者等の報酬の額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３８年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

１３，０００円
１２，０００円

」 を 「

１４，５００円
１２，８００円

」 に、

「

１１，０００円
１０，０００円
１０，７００円の範囲内で従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額

」 を 「

１２，４００円
１０，９００円
１２，４００円の範囲内で従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額

」 に改める。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ 改正後の各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示され、若しくは告示される選挙又は告示される投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、若しくは告示された選挙又は告示された投票については、なお従前の例による。